

第4章 具体的な施策

基本目標 1

誰でも、どこでも、安心して過ごせる居場所づくり

1. こどもと親の居場所の確保・充実

生活困窮家庭のこどもを見守り、寄り添いながら支援を行う場となる各種居場所事業等について、これまでの取組の継続及びニーズに応じた展開を図ります。こどもの食の支援、生活支援・指導、困り感を抱える保護者の支援を行い、生活困窮世帯のこどもと子育て家庭の生活支援を行います。

また、こどもの貧困対策としての居場所のほか、分け隔てなくすべてのこどもが気軽に通うことができる居場所を地域に確保します。こども同士が遊びや大人とのふれあいを持ち、さらにこどもの変化に気づいた場合に様子を伺うことや相談相手になることもできる居場所の確保に努めます。

〈食糧支援〉

生活困窮家庭のこどもでは、特に夏休み等の長期休暇において昼食の欠食が見られることから、こども食堂をはじめとする食の支援の充実を図ります。

〈学習支援〉

こどもの居場所において、こども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細やかな学習支援の取組を拡充します。

■関連事業・制度等

こどもの居場所の運営支援事業	こどもの居場所において、生活指導・学習支援・食の提供について、相談員や地域、学校などの関係機関と連携し、こどもを見守り、支援できるよう仕組みを構築し、こどもが安心して居場所を提供します。	こども政策課、子育て包括支援課、学校生活応援課（教育支援センター）
拠点型こどもの居場所運営支援事業	生活困窮世帯やひとり親、養育に困難がある家庭のこどもに生活習慣や学習支援を行い、こどもが安心して居場所作りを実施する。また、社会福祉士等を配置し、こどもとその保護者が抱える課題を包括的に理解するアセスメントを実施し、市の相談員をはじめ、地域自治会や民生委員、学校、地域住民などの関係機関等と連携してこどもの見守り支援ができるよう仕組みづくりを構築します。	こども政策課、子育て包括支援課

若年妊産婦の居場所づくり事業	若年妊産婦への居場所の提供、妊娠・出産・育児に関する相談支援、生活指導、就学・就職に向けた支援等を行います。	子育て包括支援課
生活困窮者自立支援事業（一時生活支援事業）	うるま市就職・生活支援パーソナルサポートセンターを設置し、住居を持たない方、不安定な住居形態にある方で、就労による生活の立て直しを希望する方に対し、一定期間、宿泊場所や衣食を提供し、自立に向けた支援を行います。	保護課、福祉政策課
生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	うるま市就職・生活支援パーソナルサポートセンターを設置し、家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計状況の適切な把握及び家計の改善の意欲を高め、自ら家計管理ができる力を育て、自立に向けた支援を行います。	保護課、福祉政策課
児童館等における誰でも参加できる身近な地域での居場所の確保	こどもたちの身近な地域において、生活困窮家庭のこどもだけではなく、すべてのこどもを対象とした居場所を確保し、友達同士の遊び、多世代の交流、地域の方々とふれあうことによるこどもの見守りと寄り添い支援を行い、こどもが安心できる場の確保に努めます。	こども政策課
中高生の居場所の確保	児童館等の地域資源を活用した中高生が安心して過ごせる居場所の充実を図ります。	こども政策課
放課後子ども教室推進事業	小学校及び中学校において、放課後や週末等にこども達が安全に安心して活動する拠点（居場所）を設け、地域の参画を得て、勉強やスポーツ、文化、地域住民との交流活動等を実施することで、こども達が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習文化振興センター

基本目標 2

親が安定・安心して、暮らしを続けていける環境づくり

1. 自立した生活のための就職支援

(1) 仕事を見つけ、安定して働くための支援

① 就労準備段階の人への支援の推進

生活困窮者の就労に向け、生活困窮者自立支援制度の「就労準備支援事業」により、就労準備段階の支援を行います。

■ 関連事業・制度等

生活困窮者自立
支援事業（就労
準備支援事業）

うるま市就職・生活支援パーソナルサポートセンタ
ーにおいて、就労準備としての基礎能力の形成を支
援します。

保護課
福祉政策課

② 生活保護受給者等への就職支援の推進

生活保護世帯や生活困窮世帯について、ハローワークとの連携による就労機会の確保支援や定着支援を推進します。

③ 就労先の開拓や企業とのマッチングによる就労機会の確保

生活困難者が円滑に就職し、就労が継続していけるように、就労体験、就労訓練先の開拓、企業とのマッチングやパートナーシップなどの機会を確保していきます。

④ 商工会や企業との情報共有機会の設置

市内外の企業に対し、生活困窮者・ひとり親世帯等の生活状況を共有し、就労条件の理解促進を行うとともに、企業ニーズや人材不足の状況把握を行うなど、市、商工会、企業、関係機関の情報共有機会を設け、生活困窮世帯の状況についての職場の理解も含めて情報共有できるように努めます。

（２）就職につながる資格取得等の支援

①若者の失業率改善の支援

「こどもの貧困対策」の視点から支援を行い、若者の失業率の改善・所得向上を図るため、生活困窮世帯の15歳から30歳までの若者を対象とした「若者就業支援プログラム事業」を行い、就職に有利な資格を習得するための訓練（講座）費用の給付を行います。

■関連事業・制度等

若者就業支援プログラム	生活困窮世帯の15歳から30歳までの若者を対象とした「若者就業支援プログラム事業」を行い、就職に有利な資格を習得するための訓練（講座）費用の給付を行います。	産業政策課
-------------	--	-------

②母子家庭等の資格取得の推進

就労に結び付く資格取得等のため、「母子家庭等自立支援事業」の「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」、「高等職業訓練促進給付金事業」の利用促進を図り、就労につながる資格取得の支援を実施します。

■関連事業・制度等

母子家庭等自立支援事業	・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、終了した場合、経費の60%を支給します。 ・高等職業訓練促進給付金事業 母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6か月以上養成機関等で修業する場合に、「高等職業訓練促進給付金」を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として実施します。	こども家庭課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の自立を促進するため、母子・父子自立支援員が個々に面接を実施し、生活の状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々に応じた支援メニューを組み合わせたプログラムを策定し、自立支援を行います。	こども家庭課

2. 不安なく暮らすための生活支援や経済的支援

(1) 生活支援に係る取組の充実

① 安心して相談・生活支援が受けられる体制の充実

生活困窮世帯等の困りごとに対し、寄り添いながら、自立に向けた伴走型の相談支援を行います。相談窓口まで来ることが難しい方については、アウトリーチによる相談を行いながら、自立に向けた生活支援への展開を図ります。

また、生活困窮家庭の自立支援やヤングケアラーの支援のため、ヘルパー派遣について検討・研究し、実施に向けて取り組みます。

■ 関連事業・制度等

生活困窮者自立支援制度(自立相談支援事業)	うるま市就職・生活支援パーソナルサポートセンターを設置し、生活の困りごと、不安を抱えた方の相談を受け、相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	保護課、福祉政策課
こども家庭センターでの相談支援	相談することで困り感の軽減や解決につながり、安心した生活を取り戻せるように、心の健康を保つことを第一義とした気軽に相談を受ける場所や人材の確保を行います。	子育て包括支援課
要支援家庭寄り添い支援事業	生活困窮している家庭及びヤングケアラーの支援を図るため、生活困窮家庭へのヘルパー派遣により、自立の支援を行います。	子育て包括支援課
子育て応援給付金	妊娠・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。さらに、経済的負担軽減を図るうるま市出産・子育て応援給付金(妊娠届後5万円、出産届後5万円)を実施します。	子育て包括支援課

②必要な情報が得られる情報提供体制の充実

情報提供について、市の広報誌やホームページ、SNSでの発信を行うとともに、情報を得ることが困難な世帯に対し、支援者を通して情報提供を行う体制づくりを行います。

■関連事業・制度等

子育てDX推進事業	現在導入中の子育て支援アプリ「うるPON」の機能拡張により、紙帳票や予約受付を電子化・オンライン化することで、保護者の負担軽減と利便性の向上及び各種業務の効率化を図ります。	子育て包括支援課
こどもの貧困対策支援員配置事業	こどもの貧困対策支援員を活用し、自ら情報を得ることが難しい方への対応として、日頃からその家庭の見守りを行います。また、こどもへの支援等を行っている関係者を通じて必要な情報を提供するなど、寄り添い支援を行いながら情報を提供し、少しずつ支援につなげていきます。	子育て包括支援課、保護課、学校生活応援課(教育支援センター)
ひとり親支援DX推進事業	児童扶養手当や特別扶養手当等の現況届受付業務や認定業務等に係る業務改善のためDX推進を図ります。	こども家庭課

③子育て支援の充実

生活困窮世帯では経済的な困難と、子育ての二重の悩みを抱えていることが考えられるため、子育て相談につなぎ、必要な情報や支援が得られるように図ります。

また、保育環境の充実のほか、一時的にこどもを預けたり気軽に相談を受けられる機会の確保のため、地域におけるこども・子育て支援を充実します。

保育施設等や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援策について、生活困窮世帯が利用しやすいよう利用料の助成等に努めます。

■関連事業・制度等

子育ての相談	妊娠期から子育て期にわたる支援を行うこども家庭センターの機能充実を図るとともに、地域子育て支援センター等による身近な場所での子育て相談の充実を図ります。	子育て包括支援課
養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱えている家庭や様々な要因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し当該家庭の適切な養育の実施が可能になるように図ります。	子育て包括支援課

教育・保育体制の充実	保育施設での受け入れ体制充実のために保育士や保育教諭の確保を図り、また、保育士の資質向上を目指します。配慮を要する子や医療的ケア児への対応など教育保育の充実を推進します。	子育て包括支援課、保育こども園課、教育保育支援課
地域こども・子育て支援の充実	・子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等で受け入れ、必要な保護を行います。 ・地域子育て支援拠点事業 主に家庭で子育てをしている保護者とこども及び妊婦等が地域子育て支援センターにおいて、交流、相談、情報交換などができるように援助を行います。 ・一時預かり事業 〈一般型〉 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育施設等が一時的に預かります。 〈幼稚園型〉 幼稚園又は認定こども園において、主に在園時（1号認定のこども）を対象に預かりを行います。 ・病児・病後児保育事業 病气中や病後のこどもを保護者が家庭で保育できない場合に、保育所等で看護師及び保育士が預かる事業を行います。	子育て包括支援課、保育こども園課、教育保育支援課
放課後子ども教室推進事業（再掲）	小学校及び中学校において、放課後や週末等にこども達が安全に安心して活動する拠点（居場所）を設け、地域の参画を得て、勉強やスポーツ、文化、地域住民との交流活動等を実施することで、こども達が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習振興センター
病児保育・病後児保育の利用料の減免	市民税非課税世帯や生活保護世帯に対し、病児保育・病後児保育の利用料の減免を行います。	保育こども園課

ファミリー・サポート・センター利用料の助成	非課税世帯に対して、仕事と家庭の両立を支援し育児の援助活動を行うファミリー・サポート・センターの利用料助成を行います。	こども家庭課
放課後児童クラブひとり親等支援事業	ひとり親世帯等が学童クラブを利用する場合に、保育料等を市が間接的に助成します。	こども家庭課

(2) こどもと保護者の健康保持のための取組充実

① 妊娠期からの心と体の健康保持

妊産婦が安心してこどもを産み、育てていくための支援として、産婦健康診査や産前産後ケアなど、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組めます。

生活困窮による課題から自殺を考えることを予防する必要があるため、相談支援の取組を図ります。

■ 関連事業・制度等

妊婦健康診査事業	妊婦の妊娠経過を定期的に確認し、妊娠・出産等に関する相談をすることで、妊娠期間中を安心して過ごすため、14回の妊婦健康診査に係る費用を助成します。	子育て包括支援課
産婦健康診査事業	産後間もない時期に健診を受けることで、必要な支援(産後ケア)につなげていきます。	子育て包括支援課
妊娠出産包括支援事業	助産師や子育て経験者が相談支援を行うことで不安の解消につなげていきます。	子育て包括支援課
利用者支援事業(母子保健型)	妊娠届出や出産届出後の手続きなどの窓口において、産前産後、子育てに必要な助言や情報提供を実施します。	子育て包括支援課
自殺対策推進事業	自殺防止を図るため、来所、電話による傾聴と相談により自殺を考える前の相談体制作り等に努めます。	健康支援課、関連各課

②こどもの健康保持

乳幼児期のこどもの健康保持を図るため、各種健康診査等を実施するとともに、歯の健康についても健診等で確認します。

必要に応じて、健診の機会における生活困窮家庭の乳幼児の把握、その後のフォローや関係機関へのつなぎの役割も果たします。

また、配慮が必要な子の把握及び発達支援機関へのつなぎ、早期療育や早期支援を図ります。

生活困窮世帯では、十分な食事を与えられない状況も見られるため、給食の提供等で十分な栄養が摂取できるようにするなど、保育施設等における食育の推進を図ります。

■関連事業・制度等

乳幼児健康診査事業	乳幼児に対する定期健康診査を実施し、乳児から3歳児までの健康保持及び増進を図ります。	子育て包括支援課
乳幼児歯科健診の実施	乳幼児に対する定期的な歯科健診を実施し、口の中の健康保持・むし歯予防を図ります。	子育て包括支援課
発達障がい等支援事業	市民を対象に、発達障がいへの理解促進に関する講演会を実施し、周知啓発を図ります。 また、発達障がい児の活動の場・交流の機会を確保します。	障がい福祉課
早期療育等支援事業	心理相談・言語相談を通して対象児の発達評価や関わり方の助言を行います。	こども発達支援課
就学前健診	小学校新一年生を迎えるこどもに対し、学校保健安全法に基づき就学前健診を実施します。	学務課
食育の推進	乳幼児期、小中学生期は、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たす時期であることから、母子保健や保育施設等、小中学校において食育の重要性について周知を図ります。 また、教育・保育施設、小中学校における給食提供を行い、こどもの成長のための食の確保を行います。	子育て包括支援課、教育保育支援課、学校給食センター

（３）保護者の生活基盤を支えるための支援

①経済的負担の軽減

生活困窮世帯の経済的負担軽減を図るため、手当の支給について周知等に努めます。

■関連事業・制度等

生活保護	生活に困窮している家庭で「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることが出来ない場合に、困窮の程度に応じて保護を行うとともに自立を支援します。	保護課
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当 等	・児童手当 中学校を卒業するまでのこどもを育てている親へ手当を支給します。 ・児童扶養手当 離婚や死亡などにより、父又は母と生活を共にできない児童を養育している母子・父子世帯等の生活安定と自立のため、手当を支給します。 ・特別児童扶養手当 身体や精神に障がいがある 20 歳未満の児童について、手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
生活困窮者自立支援事業(家計改善支援事業)（再掲）	うるま市就職・生活支援パーソナルサポートセンターを設置し、家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計状況の適切な把握及び家計の改善の意欲を高め、自ら家計管理ができる力を育て、自立に向けた支援を行います。	保護課、福祉政策課
保育料の応能負担や減免の実施	0～2 歳児の保育料について、保護者の市町村民税額と世帯の状況を考慮した応能負担や減免を行い、負担軽減を図ります。	保育こども園課
幼児教育・保育の無償化	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育に係る費用の負担軽減を図るため、3 歳から 5 歳までの保育所、幼稚園、認定こども園等利用者の利用料無償化を行います。	保育こども園課
食糧支援サテライト事業	うるま市内外の企業から食品提供を募り、困窮世帯に迅速に食事を提供できるしくみを構築します。フードバンクの設置のほか、生鮮食品の提供手法を検討します。食品受入れ・要望調整については、適切な配分先を割り出すアプリの活用を検討します。	こども政策課

②住まいの確保等の支援

生活困窮世帯等の自立を支援する観点で、住まいの確保における支援を行います。

■関連事業・制度等

生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金事業）	離職等により住居を失った方、または失うおそれの高い方へ就職活動などを条件に一定期間、家賃相当額を支給します。 また、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。	保護課、福祉政策課
生活困窮者自立支援事業（一時生活支援事）（再掲）	住居を持たない方、不安定な住居形態にある方で、就労による生活の立て直しを希望する方に対し、一定期間、宿泊場所や衣食を提供し、自立に向けた支援を行います。	保護課、福祉政策課

3. ひとり親家庭の自立のための支援

(1) ひとり親家庭の生活の安定支援

①ひとり親家庭への相談、情報提供や孤立防止

ひとり親家庭が困りごとを抱えて孤立してしまうことを防ぐため、市の母子父子自立支援員による相談を行うとともに、市母子寡婦福祉会への加入を促進し、会が実施するひとり親家庭への情報提供や相談、会員同士の交流機会に参加することで、心の安定や孤立の防止、生活上必要な情報の入手など、ひとり親家庭の支援を図ります。

■関連事業・制度等

母子父子自立支援による相談	ひとり親家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行います。	こども家庭課
市母子寡婦福祉会育成費	うるま市母子寡婦福祉会に対し、ひとり親家庭の自立構成と福祉の向上を目的に、事業運営補助金を交付します。	こども家庭課

②ひとり親家庭の生活支援の充実

ひとり親家庭が自立し、安定した生活を確保するための支えとなる生活支援策について、現行で実施している「ひとり親家庭生活支援事業」や沖縄県母子寡婦福祉連合会が実施している支援事業等について情報提供による周知広報を行います。

■関連事業・制度等

ひとり親家庭生活支援事業(うるはし)	ひとり親家庭の中でも自立する意欲のある家庭に対し、民間アパートを借り上げ、居室を提供するとともに、コーディネーターによる相談支援、就労支援を行います。また親の高卒認定資格取得支援や、児童においては学習支援を実施します。ひとり親の自立に向けた総合的な支援を行います。	こども家庭課
--------------------	--	--------

③養育費の確保支援及び経済的支援

ひとり親家庭や離婚前の方の養育費の取り決め、必要な手続きなどについて県と連携し、市の取組について検討していきます。

医療費助成や子育て支援に係る各種サービスの利用料補助など、ひとり親家庭を対象とした経済的支援を行います。

■関連事業・制度等

養育費の受け取り支援の情報提供	県が実施している「沖縄県離婚前後親支援モデル事業」による「養育費保証契約支援事業」などについて情報提供を行います。	こども家庭課
母子及び父子家庭等医療費助成事業	母子及び父子家庭等の福祉の増進を目的に、受けた医療費の一部を助成します。	こども家庭課
放課後児童クラブひとり親等支援事業（再掲）	ひとり親世帯等が学童クラブを利用する場合に、保育料等を市が間接的に助成します。	こども家庭課
ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業	ひとり親世帯が、やむを得ず認可外保育施設を利用している児童を対象に、認可外保育施設と認可保育施設に入園できた場合の利用料の差額を補助します。	保育こども園課
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課

（２）就労につながる支援

①ひとり親家庭の就労支援の推進

ひとり親家庭の自立を支援するため、就労につながる各種事業を充実するとともに利用促進を図り、経済的安定に寄与します。

ハローワークと連携し、ひとり親家庭の就労支援を行います。

■関連事業・制度等

ひとり親家庭生活支援事業（うるはし）（再掲）	ひとり親家庭の中でも自立する意欲のある家庭に対し、民間アパートを借り上げ、居室を提供するとともに、コーディネーターによる相談支援、就労支援を行います。また親の高卒認定資格取得支援や、児童においては学習支援を実施します。ひとり親の自立に向けた総合的な支援を行います。	こども家庭課
母子・父子自立支援プログラム策定事業(再掲)	母子家庭の母又は父子家庭の父の自立を促進するため、母子・父子自立支援員が個々に面接を実施し、生活の状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々に応じた支援メニューを組み合わせたプログラムを策定し、支援を行います。	こども家庭課

②母子家庭等の資格取得の推進（再掲）

就労に結び付く資格取得等のため、「母子家庭等自立支援事業」の「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」、「高等職業訓練促進給付金事業」の利用促進を図り、就労につながる資格取得の支援を実施します。

■関連事業・制度等

母子家庭等自立
支援事業
(再掲)

- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、終了した場合、かかった費用の一部を支給します。
- ・高等職業訓練促進給付金事業
母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6か月以上養成機関等で修業する場合に、「高等職業訓練促進給付金」を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援します。

こども家庭課

基本目標 3

こどもが未来に夢を持ち、何ごとにもチャレンジできる 環境づくり

1. 自己肯定感を高めるための教育機会の確保

(1) すべてのこどもたちの学力向上推進

すべてのこどもたちの学力を向上するため、小中学校における学力向上の取組を推進します。また、教員の資質向上を図るため、研修の充実、事例等を通じた研究機会の確保と実践に努めます。

就学前の教育・保育の充実のために、保幼小連携（保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等の関連施設の連携）や研修による保育士、保育教諭の資質向上機会の充実及び資質向上のための体制づくりに取り組みます。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた共通認識のもと、5歳から7歳までの架け橋期のこどもの学びをつなぐために、保幼小それぞれが教育課程の工夫や充実を図ります。こどもたちが保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域型保育、認可外保育施設等、市内のどの保育施設等に通っていても、同等の教育・保育を受け、成長していける環境づくりを推進します。

■関連事業・制度等

学力向上推進事業	「自己肯定感の高まり」、「学び・育ちの実感」、「組織的な関わり」の「3つの視点」と「5つの方策」を通して授業改善・学校改善を推進し、幼児児童生徒に「新たな時代をつくるために必要とされる資質・能力」を育むことを目指します。	学校教育課
地域未来塾の実施	学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数指導や、学習に遅れがある児童生徒を支援する教員、学習支援員及びボランティアを確保し、学習支援を実施します。	生涯学習文化振興センター
地域学校協働活動推進事業	地域住民等の参画を得て、学校の教育活動を支援する仕組み(学校支援地域本部)をつくり、学習支援をはじめ様々な学校支援活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習文化振興センター

保幼小の連携・ 接続の推進	定期的に交流会や研修会を開催するなど、保幼小の連携や就学前の教育・保育から児童期の学びへの円滑な接続を図ります。	教育保育支援課、 学校教育課
------------------	--	-------------------

（２）学習支援の機会の確保

家庭が生活困窮状態にある小学生、中学生、高校生のそれぞれの児童生徒に対し、居場所事業等による学習支援の機会の確保や、中卒者や高校中退者で学力向上を目指すこどもの学習支援機会の確保に努めます。

■ 関連事業・制度等

学習支援員の配置	学習支援を必要とする生活困窮世帯のこどもの把握及び相談に応じ、通塾等の学習支援へのつなぎを行います。	保護課、福祉政策課
生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）	市内の塾と契約を結び、通塾型の学習支援を実施します。利用を希望する中学生に塾を選択してもらい、高校進学に向け支援します。	保護課、福祉政策課
こどもの居場所の運営支援事業（再掲）	こどもの居場所において、生活指導・学習支援・食の提供について、相談員や地域、学校などの関係機関と連携し、こどもを見守り、支援できるよう仕組みを構築し、こどもが安心する居場所を提供します。	こども政策課、子育て包括支援課、学校生活応援課（教育支援センター）

（３）就学援助等による教育に係る経済的支援の推進

すべてのこどもたちへの教育機会の提供とともに、経済的困難を抱えるこども・保護者に対して教育にかかる費用の援助を行い、経済格差による教育機会の差が起こらないように支援を図ります。

小中学校に通う児童生徒について、経済的な理由により就学が困難と認められる場合、学用品費等の援助を実施します。

経済的理由によって就学困難なこどもに対し、学資または入学準備金の貸し付けを行います。

高校生の就学支援については、県の高等学校奨学のための給付金支給制度等の周知に努めます。

■関連事業・制度等

小学校要保護及び準要保護児童援助費	経済的な理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、学用品費等について援助を実施します。	学務課
中学校要保護及び準要保護生徒援助費	経済的な理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に対し、学用品費等について援助を実施します。	学務課
育英会貸費事業	うるま市在住の優秀な学生で経済的理由によって就学困難な者に対し、学費または入学準備金を貸し付けます。	教育政策課

2. こどもの可能性を広げ育む体験機会の確保支援

（１）様々な体験機会の確保や体験のための援助

①体験機会の確保促進

小中学校や児童センター、地域、家庭でのこどもの体験機会の確保を促進するとともに、こどもたちが将来の夢や希望を見つけ、また自己肯定感を高めるための機会づくりを創出します。

資格を得て様々な知識、技術、学力等の向上を図るため、こどもの資格取得に係る費用の助成を行います。

さらに、経済等に関して学ぶ機会を設け、「お小遣い管理から家計管理を学ぶ」、「買い物で金銭感覚を養う」、「仕事から経済や金融について考える」など、将来のための「お金の教育」に努めます。

児童生徒の国際交流事業を推進し、国際社会の中で活躍できる人材の育成に努めます。

■ 関連事業・制度等

各種体験機会の確保	こどもたちが日頃から様々な体験にふれる機会を多く持てるように、教育・保育施設等、小中学校における体験機会の充実を図ります。	教育保育支援課、学校教育課、生涯学習文化振興センター
検定試験助成事業	漢字検定、数学検定、英語検定の合格者に対する検定料の一部助成を行います。	学校教育課
お金に関する意識・啓発	こどものお金に関する知識の向上を図り、将来の家計管理や金銭感覚などを養うための機会確保に努めます。	学校教育課
海外短期留学派遣事業	英語力の審査を行い選抜された市内中学生の海外留学派遣を行います。こどものチャレンジ精神向上や異文化交流による成長を支援します。	学校教育課
こどもの意見が反映される機会の確保	こどもや若者の視点に立った施策を実現するために、市の施策に反映する取組を地域全体で推進していきます。	こども政策課

② 青少年健全育成活動の推進

青少年健全育成協議会、市青連、市P連、市子連などの青少年関係団体との連携、人材や各種施設等地域資源の活用を図りつつ、青少年の奉仕活動、自主的な体験学習や社会参加活動等を促進し健全育成に努めます。

(2) こどもが仕事にふれる機会、職業観を高める機会の確保

こどもが学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、学ぶ意欲を向上させるなどキャリア教育の推進に努めます。

将来の社会的自立・職業的自立の基盤となる資質・能力・態度を育て、望ましい勤労観・職業観を育てます。

■関連事業・制度等

職業的自立促進事業	勤労観や職業観を育み、将来の職業的自立にむけた取組を行います。	学校教育課
企業見学バスツアー	就業意識の向上を図ることを目的に高校生を対象とした企業（中城湾港新港地区内企業）見学バスツアーを実施します。	産業政策課
日本の次世代リーダー養成塾派遣事業	地域を支える青少年のリーダー養成を推進するため、経済界や地方自治体が中心となって志の高い高校生を対象に、夢に向かって努力し実現する次世代を応援します。	産業政策課

3. 課題を抱える子どもたちに寄り添う支援

(1) 様々な課題を抱える家庭や子どもへの支援

①家庭支援員、家庭相談員の配置と資質向上

子育て包括支援課に家庭支援員、家庭相談員を配置し、こどもの貧困状況を把握します。
また、学校やこどもの居場所づくりを行うNPO法人等関係機関との情報共有を行い、フード支援やその他関連事業へのつながりを支援します。

②若年妊産婦への支援体制の充実

若年妊産婦への居場所の提供、妊娠・出産・育児に関する相談支援、生活指導、就学・就職に向けた支援等を行う体制の充実に図ります。

■関連事業・制度等

若年妊産婦の居場所づくり事業(再掲)

若年妊産婦への居場所の提供、妊娠・出産・育児に関する相談支援、生活指導、就学・就職に向けた支援等を行います。

子育て包括支援課

③ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの把握とこどもの声の把握及び家庭状況の把握を行い、関係者間で支援していく体制を作ります。

ヤングケアラーに寄り添い、関係機関と連携し必要な支援の早期実施を行います。

■関連事業・制度等

要支援家庭寄り添い支援事業(再掲)

生活困窮している家庭及びヤングケアラーの支援を図るため、生活困窮家庭へのヘルパー派遣により、自立の支援を行います。

子育て包括支援課

④要保護児童対策の推進

生活困窮により家族機能が弱まることから、児童虐待防止のための早期発見の重要性や相談先の周知など、地域で守る支援を推進します。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化と児童虐待を未然に防ぐ取組・関係機関の連携等を図ります。

■関連事業・制度等

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の事務局に調整担当職員を配置し、会議のコーディネートを行うことで相談員の負担を減らすと共に、地域ネットワーク構成員の連携強化を図る。調整機関職員の専門性の強化、地域ネットワーク構成員の連携強化、地域住民への啓発等を行います。

子育て包括支援課

支援対象児童等 見守り強化事業	要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、食事の提供（配達等を含む。）を通じた子ども等の状況の把握を実施します。また、必要に応じて、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を実施します。	子育て包括支援課
--------------------	---	----------

⑤支援を必要とする若者への支援

生活困窮等の課題を抱える若者の自立支援の観点から、若者の居場所づくりによる社会参加や活動支援及び相談等を行うほか、就労に向けた支援に努めます。また、庁内連携を図り、課題を抱える若者への支援体制の構築を検討します。

また、沖縄県が実施している「沖縄県子ども・若者みらい相談プラザ」の周知及びプラザへのつながを行い、若者の自立支援に努めます。

■関連事業・制度等

若者居場所運営 支援事業	困窮世帯で不登校やひきこもり、非行などの専門的支援を必要とする若者(概ね 12 歳～18 歳)を支援する NPO 法人に居場所支援事業を委託し、学習支援や生活支援、キャリア形成支援等の専門的な支援を行います。	学校生活応援課 (教育支援センター)
-----------------	--	-----------------------

（２）不登校やひきこもり支援の充実

①不登校のこどもへの支援

学校生活への適応に悩む生徒や保護者の支援を行います。地域や関係部署との連携を図り、不登校児童、生徒の保護者への支援をさらに充実していきます。

各地区相談室、適応指導教室、若者居場所事業の充実に努め、不登校児童生徒を支援します。

■関連事業・制度等

教育相談事業	与勝・具志川地区相談室、石川地区相談室へ相談員を配置し、教育上の問題を持つ児童生徒・保護者、教員の相談に応じ、課題解決に向けて支援します。	学校生活応援課（教育支援センター）
若者居場所運営支援事業(再掲)	困窮世帯で不登校やひきこもり、非行などの専門的支援を必要とする若者(概ね 12 歳～18 歳)を支援する NPO 法人に居場所支援事業を委託し、学習支援や生活支援、キャリア形成支援等の専門的な支援を行います。	学校生活応援課（教育支援センター）

②適応指導教室の充実

心理面や情緒面での理由で学校に行けないこどもが通うことが出来る「適応指導教室」について、今後も継続して実施するとともに、相談及び体験活動や学習支援等を行うことで、学校への登校や社会的自立に向けた支援を行います。

■関連事業・制度等

適応指導教室事業	小中学生の心理的・情緒的要因による不登校児童生徒に対し、適応指導教室を開級し、児童生徒に自立心や社会性を高めるように図ります。	学校生活応援課（教育支援センター）
----------	---	-------------------

（３）教育機関における相談の充実

①スクールソーシャルワーカー配置と資質向上

課題のある児童・生徒に対し、保護者や教員と協力しながら関係機関と連携し問題の解決を図るスクールソーシャルワーカーを配置し、生活困窮家庭等のこどもの支援に努めます。

■関連事業・制度等

スクールソーシャルワーカーの配置事業	児童生徒が抱える問題の解決に向け、児童生徒が置かれた環境へ働きかけを行うスクールソーシャルワーカーの配置の充実に努め、資質の向上に努めます。	学校生活応援課（教育支援センター）、学校教育課
--------------------	--	-------------------------

②家庭支援員の配置と資質向上

学校生活応援課に家庭支援員を配置し、概ね12歳～18歳までの者に対し、進路支援や同行支援などを行います。

③教育相談の充実

教育上の問題や悩みを持つ児童生徒とその保護者及び教師の相談に応じ支援に努めます。

■関連事業・制度等

教育相談員の配置充実

教育上の問題や悩みを持つ児童・生徒、保護者、教員の相談支援を行います。

学校生活応援課
(教育支援センター)

基本目標 4

重層的に支援するつながりのある体制づくり

1. つなぎ・つながりでつくる支援体制整備

(1) こどもの貧困対策と関連するネットワークづくり

① こどもの貧困対策に係る連絡会の設置

庁内の関係部署の連携を図る組織である「うるま市こども貧困対策推進計画委員会」を開催していくとともに、教育支援部会、生活・経済支援部会、就労支援部会、ひとり親支援部会の4部会での自主的な運営協議を推進し、庁内の関係部署全体でこどもの貧困対策を検討していく体制を整備します。

また、効果的な支援が行えるように、行政内のみならず地域の関係機関や団体が意見交換するための会議体を設置します。

■ 関連事業・制度等

こどもの貧困対策部会の設置	本計画の策定に携わった「うるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会」に部会を置き、情報共有や意見交換を行うことで、こどもの貧困対策の推進を図ります。	こども政策課
うるま市こどもの貧困対策推進計画委員会の充実強化	庁内の関係部署の連携を図る組織である「うるま市こどもの貧困対策推進計画委員会」を開催し、こどもの貧困対策の充実に向けた協議・新たな取組の調整等を行います。また、教育支援部会、生活・経済支援部会、就労支援部会、ひとり親支援部会の4部会が自主的に会議を運営し、課題の共有と解決策の検討を行い、政策や関係機関とのネットワーク強化へとつなげていきます。	こども政策課

（２）重層的な関わりによる支援の仕組みづくり

生活困窮家庭の保護者及びこどもの支援について、関係課及び多機関協働による重層的な支援の仕組みづくりを行い、生活困窮家庭とそのこどもを把握し、必要な支援につないでいけるように図ります。

■関連事業・制度等

重層的支援体制の整備事業	庁内の各窓口において、相談の中からこどもの貧困の恐れがあると認められる場合、関連課・関係機関と連携し、必要な支援・制度等につないでいきます。	福祉政策課、関連全課
こどもの貧困対策に関わる担い手の確保	生活困窮のこどもの見守りや支援において、「支える側」となる大人（担い手）の確保を図るため、こどもの貧困に係る市の現状を発信します。大人がこどもの貧困に意識を持ち、担い手として関わっていくよう意識向上に努めます。	こども政策課、関連全課
市内企業の連携促進と連携体制づくり	こどもの貧困対策について、行政だけではなく地域が一体となった取組を推進するため、市内企業への理解啓発及び市の現状の発信を行い、フードバンク、居場所確保、各種支援などへの協力の輪が広がるように努めます。	こども政策課、関連全課

（３）こども家庭ソーシャルワーカーの積極的な確保と支援体制づくり

生活困窮家庭のこども一人ひとりが置かれている状況を把握し、相談から支援までのつなぎや見守り等への専門的な対応を行うため、こどもの貧困や児童虐待等をはじめとした家庭福祉のソーシャルワークを行う「こども家庭ソーシャルワーカー」を積極的に確保します。また、就労や子育て、経済的給付といった施策がそれぞれに提供されるのではなく、ワンストップで相談から支援につなぐ包括的な体制づくりに努めます。困難な状況にある世帯に対する集中的な相談支援と一時的に保護が必要となるケース対応及び事業の在り方について検討していきます。

■関連事業・制度等

こども家庭ソーシャルワーカーの積極的な確保	2024 年から国で認定資格制度として導入されるこども家庭ソーシャルワーカーを確保し、生活困窮家庭のこどもの支援について、一層の専門的対応を図ります。	こども政策課、子育て包括支援課
-----------------------	---	-----------------